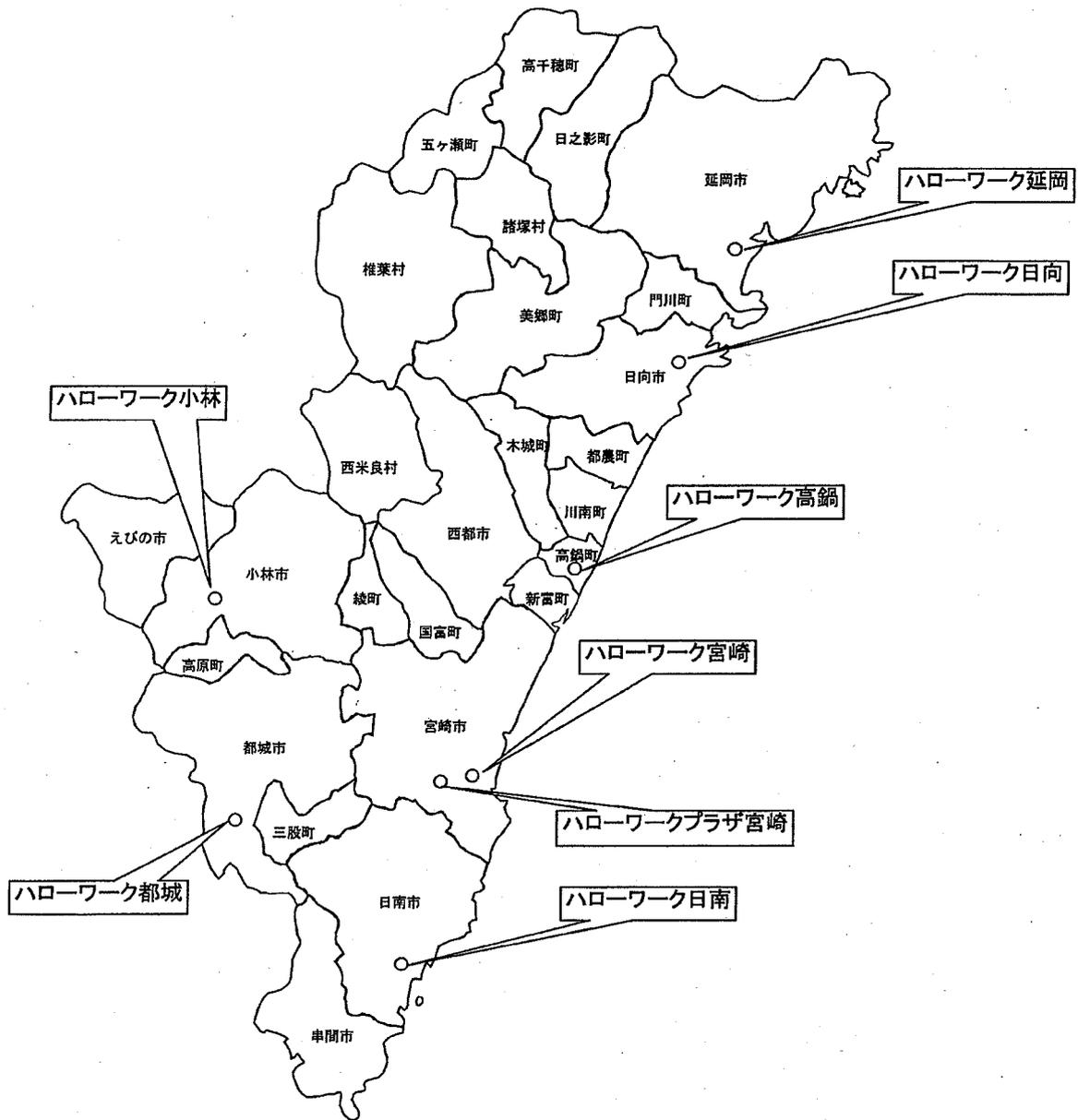


アクションプランを実現するための  
提案について

宮 崎 県

# 宮崎県内のハローワーク



○宮崎県内のハローワーク

| 名 称         | 所 在 地               |
|-------------|---------------------|
| ハローワーク宮崎    | 宮崎市柳丸町131           |
| ハローワークプラザ宮崎 | 宮崎市大塚台西1丁目1-39      |
| ハローワーク延岡    | 延岡市愛宕町2-2300        |
| ハローワーク日向    | 日向市北町2-11           |
| ハローワーク都城    | 都城市上町2街区11号都城合同庁舎1階 |
| ハローワーク日南    | 日南市吾田西1-7-23        |
| ハローワーク高鍋    | 児湯郡高鍋町大字上江字高月8340   |
| ハローワーク小林    | 小林市大字細野367-5        |

※ハローワークプラザ  
ハローワークと同じ「職業相談・紹介」機能や「雇用情報提供」機能を持つが、雇用保険業務や職業訓練受講指示業務は行っていない。

# アクション・プランを実現するための提案について

宮 崎 県

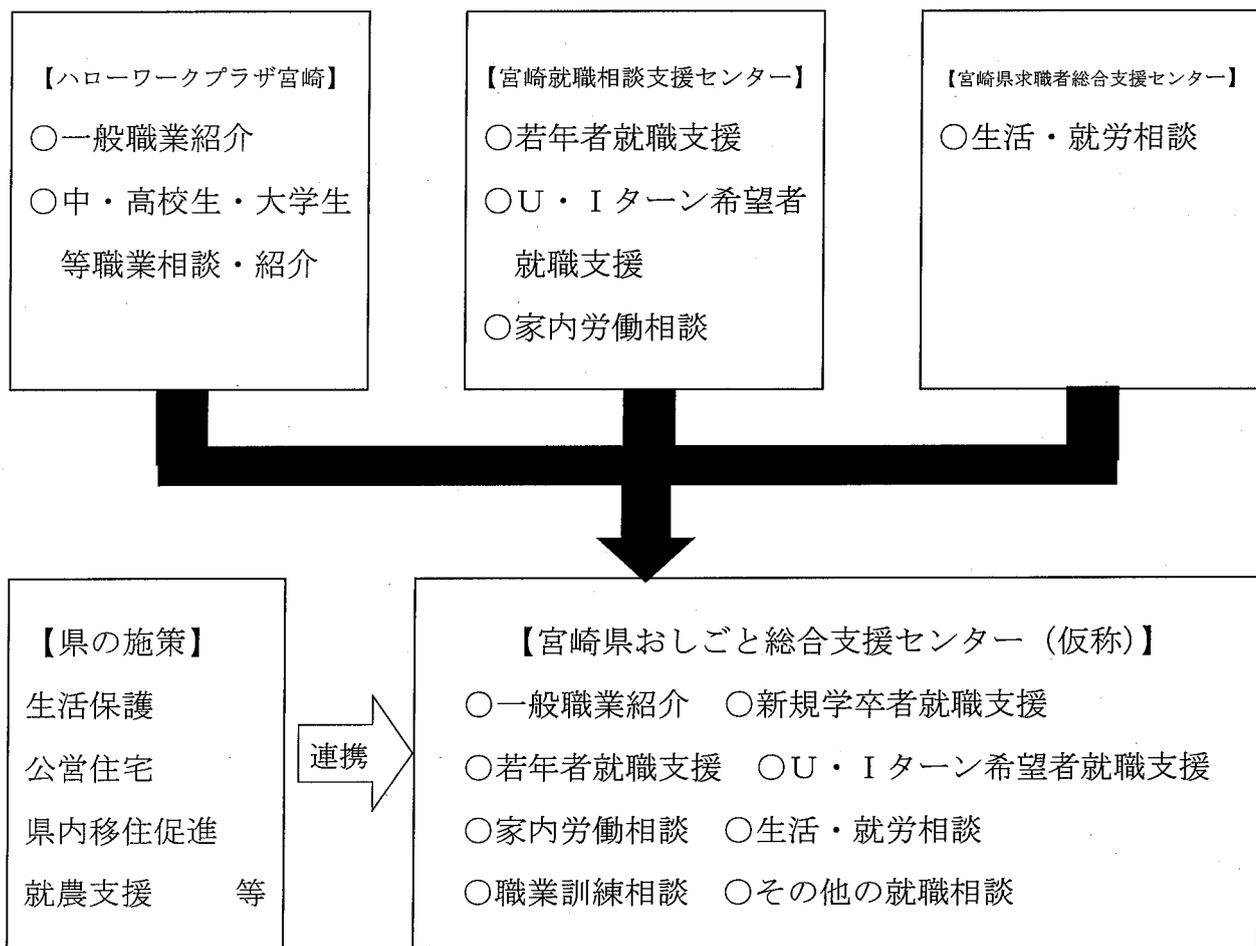
## 1 提案の内容

### (1) 「ハローワークプラザ宮崎」の移管と県の就職等支援機関との統合

ハローワークプラザ宮崎（以下「プラザ」という。）を県に移管し、現在、県が運営している「宮崎就職相談支援センター」及び「宮崎県求職者総合支援センター」と一体化し「宮崎県おしごと総合支援センター（仮称）（以下「センター」という。）」を設置する。

センターにおいては、県の様々な施策（生活保護、公営住宅、県内移住促進、就農支援等）と連携し、一体的に実施することにより、県民サービスの向上を図るものとする。

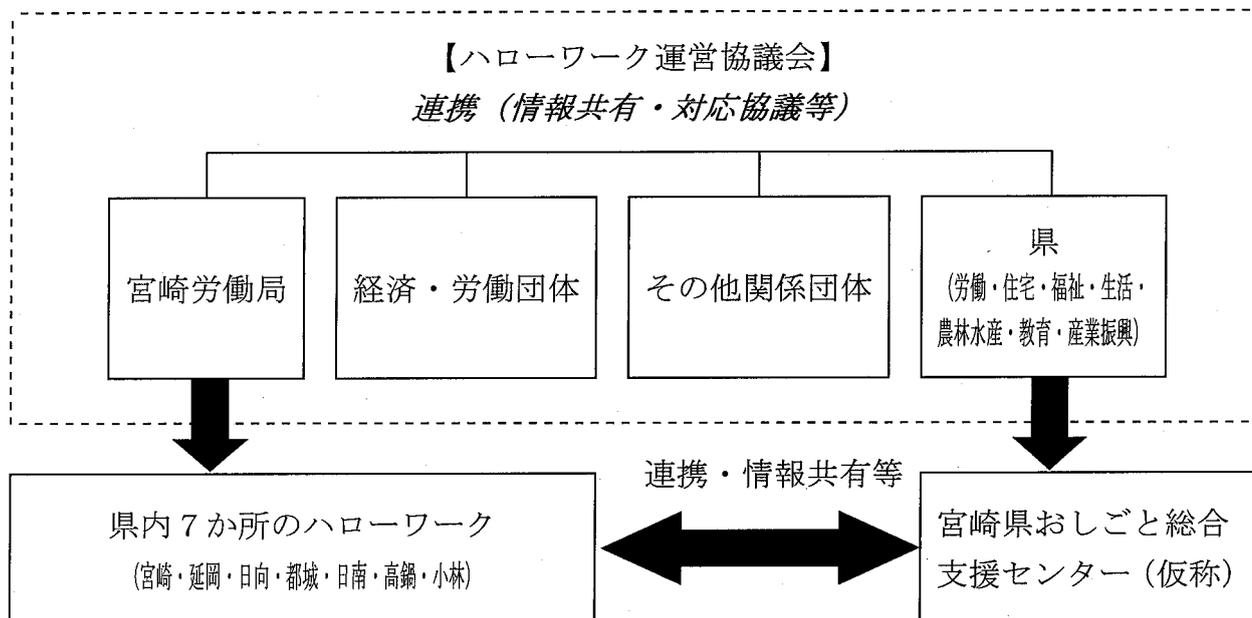
### 【「宮崎県おしごと総合支援センター（仮称）」の設置】



## (2) 「ハローワーク運営協議会」の設置

地域の産業政策や実情をハローワークの運営にさらに反映させるため、情報共有や機動的な対応の検討を行う場として、宮崎労働局や県、関係機関等で構成する「ハローワーク運営協議会」を設置する。

### 【「ハローワーク運営協議会」の設置】



## 2 提案理由

### (1) 住宅・生活・福祉施策等との連携

県が実施する公営住宅等の住宅施策や生活保護等の生活・福祉施策等と連携した総合的な支援のワンストップ提供が可能になること。

### (2) 教育行政との連携

県教育委員会等との連携により、効果的なキャリア教育や新規学卒者就職支援を実施することが可能になること。

### (3) 産業振興施策との連携

県が実施する企業誘致、産業人材育成、企業の人材確保支援、新産業育成、就農支援等の産業振興施策と一体的な雇用対策が可能になること。

### 3 移管に当たって解決すべき課題

#### (1) 全国的な労働移動及び全国一斉対応への配慮

都道府県域を超えた労働移動に対応するため、全国のネットワークを維持するとともに、全国一斉の機動的対応が必要な場合の調整や全国一律で遵守すべき基準の確保等のため、国と都道府県の更なる連絡調整機能を整備すること。

#### (2) 雇用保険業務の機能維持

職業紹介事業と不可分な性格を持つ雇用保険業務の機能維持に留意すること。

また、雇用保険については、都道府県によって経済情勢や雇用失業情勢が異なることから、保険制度の運用について地域格差が生じないようにすること。

#### (3) 人員の確保と予算措置

専門性を持つ職員を県への出向とするなど必要な人員を確保するとともに、その人件費や移管後に必要になるその他の経費について、国が全額負担するなどの財源措置を行うこと。

### 4 プラザ移管後のスケジュール

プラザ移管後3年程度をかけて運営しながら問題点等の検証を行い、概ね3年以内に県内の全て（7か所）の「ハローワーク」の移管を目指す。